コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　RAITO,KOGYO,CO.LTD

最終更新日：2015年3月31日
ライト工業株式会社
代表取締役社長　鈴木　和夫
問合せ先：03-3265-2555
証券コード：1926
http://www.raito.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「顧客、株主、社員をはじめ関係するすべての人々との繁栄を図る」という経営の基本方針を実現するために、会社の経営機構やシステムを常に健全に保つことをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,069,300	8.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,315,700	7.47
太陽生命保険株式会社	2,734,500	4.73
株式会社三井住友銀行	2,629,422	4.55
日本生命保険相互会社	1,975,005	3.42
株式会社北陸銀行	1,601,881	2.77
CBNY－GOVERNMENT　OF　NORWAY	1,088,904	1.89
CBLDN　RE　FUND　116－CLIENT　AC	832,200	1.44
資産管理サービス信託銀行株式会社	773,200	1.34
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	720,822	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柴田　忠	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田　忠	○	柴田取締役は、平成25年度に開催された取締役会13回のすべてに出席している。	柴田忠氏は税理士として高い見識と豊富な実務経験を有しており、また、同氏に一般株主と利益相反の生じる恐れはないため、当社の独立性を有する社外取締役として適任である。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人が連携して支社・支店監査を実施している。また、定期的な情報・意見交換を行なうとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっている。
監査役と内部監査部門が連携して支社・支店監査を実施。また、監査役の職務を補助するための監査役会事務局を内部監査部門に設置。
監査役、会計監査人、内部監査部門は四半期毎に三者ミーティングを行い連携をとっている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
御林　彰	他の会社の出身者													
宮城　信二	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
御林　彰		御林監査役は、平成25年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席している。	経営者として社外の豊富な経験を有し、独立性 の有無に関わらず当社の社外監査役として適任である。
宮城　信二		宮城監査役は、平成25年度に開催された取締役会13回のすべてに出席している。	経営者として社外の豊富な経験を有し、独立性 の有無に関わらず当社の社外監査役として適任である。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

期間業績を反映した報酬制度を採用している。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役、社外役員に区分し、総額を開示している。
取締役は、10名で総額133百万円
監査役は、4名で総額24百万円
上記のうち社外役員は、3名で総額11百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬の額については、各役員の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、社外取締役も参加する報酬委員会で決定している。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役の職務を補助するための監査役会事務局を内部監査部門に設置している。また、取締役会の事前に、付議事項につき、社外取締役・社外
監査役に説明を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

取締役会は8名の取締役（うち社外取締役1名）と3名の監査役（うち社外監査役2名）で構成し、原則として毎月1回の取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の重要事項についての意思決定を行うとともに、経営の監視・監督機関として、各取締役の職務執行の状況の監督を行っています。
取締役会の開催時に併せて、社長・経営幹部等と社外役員との懇談会（意見交換）を行い、経営判断の客観性の向上、監視機能の強化を図っております。
当社の社外取締役は、会計の専門家として高い見識と豊富な実務経験を有しており、社外取締役として公正な立場で意思決定に参加しております。
また、一般株主と利益相反の生じる恐れはない独立性を有する社外取締役として適任であります。
取締役の報酬は、社外取締役が参加する報酬委員会で決定しております。
当社は監査役制度を採用しており、3名の監査役で監査役会を構成するとともに、監査役は取締役会をはじめとする社内の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査し経営の健全性・透明性の確保に努めております。
また、代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、重要な課題や経営情報などを共有する機会を持ち意見交換を行っております。
会計監査につきましては、連結財務諸表及び個別財務諸表について当社の会計監査人である監査法人より監査を受けており、当社と同監査法人又は当社監査に従事する監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。
上記の体制を通じて、内部統制システムの有効性を確保してまいります。

（2）内部監査及び監査役監査の状況
当社は内部監査部門として社員3名で組織する監査室を設置し、年間監査計画に基づき業務執行の適正性、内部統制の有効性等を監査し、監査役及び代表取締役等に適時報告を行っております。
監査役は取締役会をはじめとする社内の主要な会議に出席し、取締役等から業務執行状況の聴取や決裁書類の閲覧などを通じ、その適法性の監査を行っております。
また、監査役は内部監査部門と連携して支社・支店監査を実施しております。
監査役の職務を補助するための監査役会事務局を内部監査部門に設置しております。
会計監査につきましては、連結財務諸表及び個別財務諸表について当社の会計監査人である監査法人より監査を受けており、監査役と会計監査人は、支社・支店監査の実施・報告に加え、四半期毎に監査役、会計監査人、内部監査部門において三者ミーティングを行い、緊密な連携をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む3名の監査役が、取締役の職務執行を監査しております。
当社の取締役は、社内取締役7名、社外取締役1名（独立役員）の計8名となっております。原則として毎月1回の取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断を行うことができるようにするとともに、社外取締役も選任されており、経営判断の客観性を確保するとともに、
一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で、幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の招集通知発送期限よりも5日間程度早期に発送している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期決算開示後に決算説明会を実施。	なし
IR資料のホームページ掲載	東京証券取引所における開示情報（決算短信等）及び有価証券報告書、事業報告等を掲載。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ライト工業グループ行動規範」を定めている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「環境理念」に基づき、企業活動に伴う環境負荷の低減を図るための行動指針を定め、環境配慮型技術の設計・提案並びに研究・開発を積極的に行うとともに、CO2排出量の削減、廃棄物発生の抑制・再資源化、省エネルギー・省資源化を図っている。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、決算情報等の投資家向け早期情報開示や経営企画部を中心として決算発表・決算説明会の開催、また、ホームページを通じたIR情報の提供に努める等、経営の透明性の向上をコーポレート・ガバナンスの重要項目のひとつと考え、タイムリー・ディスクロージャーに努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役及び使用人が業務を遂行するにあたり、遵守すべき基本的事項として、「コンプライアンス基本方針」及び「ライトエ業グループ行動規範」を定め、取締役自ら率先垂範し全職員への周知徹底を図る。
(2)社長を委員長とする「法令遵守推進委員会」により、遵守状況の監視を行うとともに、関連規程の見直し、定期的な研修を行う。
(3)内部通報を担当する部署を定め、法令、諸規程等に違反する行為を早期に把握するとともに、内部通報制度の構築・充実を図る。
(4)業務プロセスにおいて是正すべき事項が生じたときは、改善すべき事項の検討及び改善案の実施により、内部統制システムの有効性を確保する。
(5)市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人など、いわゆる反社会的勢力からの働きかけに対して毅然と対応し不当要求に応じない。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会規則ならびに文書規程に基づき、法令で作成・保管が義務付けられている文書、経営の重要な意思決定に関する情報等を常時閲覧が可能な状態で保管、管理するとともに、情報の種類別に相当期間保存する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)「危機管理規程」に則り、経営に重大な影響を与えるリスクの予防措置を行う。また、発生した場合は、社長、担当取締役もしくは担当執行役員を本部長とする対策本部を速やかに設置し、損失を最小限にとどめるために必要な措置を講ずる。
(2)「危機管理委員会」は、危機管理マニュアルに定めるリスクの分類・把握を行うとともに定期的に規程の改訂、研修・訓練等を行う。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会の決定に基づく「社則」に則り、各部署の職務分掌を明確にし、職務権限、稟議規程等により、役割、責任、執行手順の詳細を定める。
(2)取締役会を原則として月1回開催するとともに、本部長会議を毎週開催し、経営のスピード化を図る。
(3)社外役員と社長等経営幹部の懇談会を取締役会開催日に行い、コミュニケーションの向上と監視・監督機能の強化を図る。

5.当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社グループは「コンプライアンス基本方針」、「ライトエ業グループ行動規範」の規定により、グループにおける業務の適正を確保する。
(2)各子会社は当社の担当部署が統括し、当該部署の担当取締役もしくは担当執行役員は定期的に業務執行状況を取締役会に報告する。
(3)各子会社の責任者は、会社ごとに定められた決裁・報告の定めを順守し、業務執行を行う。
(4)当社グループは、財務報告の信頼性・適正性を確保するため、必要な内部統制の体制を整備する。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役の職務を補助する使用人として、「監査役会事務局」を置く。
(2)当該使用人による監査役の職務の補助に関しては、取締役の指揮命令は及ばないこととし、人事異動、人事考課等については監査役と協議の上決定する。

7.取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正行為、重要な法令・定款に違反する行為を認識したときは、直ちに監査役に報告する。
(2)監査役は、取締役会及び重要会議への出席、稟議書等重要な文書の閲覧などにより業務執行状況を把握し、監査役が必要と判断したときは、取締役及び使用人にいつでも説明・報告を求めることができる。
(3)監査役は、必要に応じて、各子会社の重要な会議に出席するほか、各子会社の監査役と定期的に意見を交換するとともに、各子会社の役職員あるいは当社の関係役職員から意見を聴取し、各子会社の業務執行の状況を把握する。

8.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、重要な課題や経営情報などを共有する機会を持ち意見交換を行う。
(2)監査役は会計監査人及び内部監査部門との定期的な情報交換を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は企業防衛と企業の社会的責任を果たす観点から、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人などいわゆる反社会的勢力からの働きかけに対して毅然と対応し不当要求に応じない取り組みの強化を図っております。
その整備状況といたしましては、当社グループ独自に制定しております「ライトエ業グループ行動規範」及び「危機管理マニュアル」において反社会的勢力からの不当要求の拒絶など関係遮断について明文化しており、その実現にむけて不当要求防止対応部署を設置して、迅速に対応できる環境を整えております。
さらに当社は「特殊暴力防止対策連合会」に加盟しているほか管轄警察署等と連絡を密にしており、反社会的勢力に関する情報の収集および反社会的勢力からの不当要求等への適切な対応について啓蒙を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

